



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 26(1), 89-93
Issue Date	1975-07-16
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16190
Type	bulletin (other)
File Information	26(1)_p89-93.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五〇年一月三十一日(金)午後一時半—五時

「札幌市における日照問題」

報告者 藪 重夫

出席者 二七名

数年余り前からマンションなど中高層建築物による日照妨害が社会的な問題となつて、それをめぐる民事紛争が各地で頻発し裁判例も数十以上の多きを数えるにいたつてゐるが、札幌においても最近損害賠償による被害者の救済を認めた昭和四九年九月三〇日札幌地裁判決(十一階建公団マンション事件)と、建築工事の差止を認めた昭和四八年一月三〇日札幌地裁決定(琴似駅周辺地区のビル建設禁止の仮処分)が出た。ところで日照問題は、私法上の紛争として、もっぱら裁判所にその解決をゆだねるだけでは決して十分とはいえないのであつて、日照問題が住居環境に密接な関連性をもつた問題であり、日照を確保することが住宅地の良好な環境の保護にとって重要なことだとすれば、むしろ紛争の原因である日照の妨害そのものを未然に防止するため中高層建築物に対して公法的な規制を加える必要がでてくる。そこで私法学者であり、また札幌市住居環境審議会委員である報告者は、その経

験に基づき、本州の各都市で実施されている条例や指導要綱の問題点をまず解説した。日照の保護についても、報告者は、被害者の家の建て方によつて影響される可能性が強い日照確保方式よりもむしろ日影規制方式が適当であらうとする。そして報告者は、疫学的にも日照不足が直接病気に結びつくとは限らないとされていることにふれつつ、日照問題は大気や河川の汚染問題とは質的に異なり「生存環境」というよりもむしろ「快適環境」の問題であることを指摘した。

次いで報告者は、日照問題がきわめて日本的なものであること、特に湿度の高い本州や木造家屋の暖房源としての日照の重要性が北欧的生活パターンをとる北海道にそのまま移行して考えられるべきでないこと、冷暖房の完備したシカゴの新築アパートでカーテンのやけな北側の部屋からうまつていった例をひきつつ日本の日照問題にはエモーションナルな要素が多いこと、かりに住居の高層化によつて日照享受が犠牲にされることがあつても散策に適した公園のようなオープンスペースを充分にとつていく生活パターンの変化も考え得ること、社会的環境の便利さの故に日照条件の悪くコストの高い都心の密集地域を選ぶ市民が依然として多いこと等を述べて、日照問題が市民の生活パターンに密接な関係をもつてゐることを強調し、いわゆる日照条例が持てる者の保護として機能しうる側面を有することを指摘した。

このように日照問題が「生存環境」の問題というよりも「快適環境」の問題であり生活パターンに密接な関係を有するものであ

るために地域性を重視する必要があるとする報告者は、日照問題の眞の解決は都市行政・都市政策の充実如何にかかっていることを強調したのであったが、これに触発されて出席会員による討論も、都市のあり方・都市計画に集中することとなり、ゾーニングのあり方、都市工学や環境科学との学際的協力の必要性、道と市との長期的協力関係の樹立、北海道開発庁との関係、住民参加の問題へと活発な議論が進展した。

○昭和五〇年二月二〇日（木）午後二時—五時半

「フランスの大学改革とその実績」

講演 パリ大学（Ⅱ）教授

ジャック・ロペール

通訳 深 瀬 忠 一

出席者 ソノダト・エユデアント 二八名

フランスにおける一九六八年五月の「学生の叛乱」後の大学改革およびその後の実態がどうなっているか、多大の興味あるところである。優れた公法学者であり、ナンテール分校（パリ大学）の部長の経験もあるロペール教授から、その全貌について、明快な解説をいただき、質疑応答の機会をえて、幸いであった。

まず、大学は何をするためにあるのか、万人に開かれた文化の家か、それとも高度の知識技術を研修せしめる専門職業教育所か、という目標がはっきりしないこと、また、フランスの大学が巨大な規模と停滞性に苦悩していることが、根本問題だと指摘さ

れる。

ついで、旧大学制度との対比において新制度の特徴を要約する。旧大学組織は、劃一的な中央集権型であり、その実際上の欠陥として、教師と学生との間が疎遠であり、専門学部相互間が隔離しすぎており、学生数が過剰であることが批判されていた。一九六八年一月七日の高等教育の方向づけの法律は、①大学の自律制、②学際研究教育、③大学構成員の参加、を改革の主眼とした。しかし、その実際はどうかという点、①入試・資格免状・予算を中央政府がコントロールしている以上、大学の自治は多分に「幻想的」であり、②学生・事務職員の欠席が顕著で、実質的に参加決定するのは教官層、③学際的交流は「外見」にとどまり、体を欠く、という。なお、法学教育制度については、一般的に「教育習得免状」（最初の二年終了者）、法学士免状（四年終了者）、および二種類の博士（高度・探究免状、専門的・高等・研究免状）に区分されることになった。

ところで、大学の現況には次のような失態がみられる。学生については、制度の朝令暮改による混乱、落伍者数の増大（三三万人中二〇万人が大学を去る。一年度を二度やる学生が四人に一人）、国庫補助の不足、就職の不安定、がある。また、教官の側においては、教育目標の不明確性、教育方法上の困難、職務負担の過剰と諸条件の不備、および主任助手と助手の地位の不安定性等。

なお、ジスカール・デスタン大統領就任後文部省内に創設された大学庁長官ソワッソン氏の改革新構想についても説明があつ

た。

結局、フランスの大学には次のような二つの重大問題がある。大学生資格検査だけで入学してくる巨大数の学生を如何にして「選抜」限定するか、および、現代社会と職域に適合する大学教育をどう「位置づけ」るかということである、と結ばれた。

懇談では、多岐な話題がはずんだ。大学教授の講義内容は完全に自由、ただし革命的行動の煽動は懲戒罷免、政治的理由で学生が某教授の講義を妨害した時パリ大学の全教授が一致して講義をやめ抗議、パリ大学教授に任命される経緯、ヨーロッパ大学構想、マスプロ教育の弊害の補正方法、法学研究者は嘗ては歴史・文学・社会学等を広く学ぶ「ユマニスト」だったが、現在は「テクノクラット」になりつつある、等。

フランスの大学改革が、その理念に注目すべきものがあるにもかかわらず、実態上むしろ失敗例が少なくないようである等、われわれに示唆を与え反省を迫る、有益な講演会であった。なお、同教授の政治制度論・人権論のセミナーとともに、この講演もテープに収めてある（公法資料室保管）。

○昭和五〇年二月二日（金）午後一時半—五時

「投資者保護の基本問題」

報告者 京都大学教授

龍田 節

出席者 二三名

証券取引規制の必要性につき、報告者はまず歴史上内外に見られた証券不正行為を取上げて、規制のないところあるいはそれが不備なところで如何に投資者が被害を蒙ってきたかを解説し、次いで日本の証券取引法の母法となった米国の証券関係立法の成立事情について、各州のブルー・スカイ・ロー、連邦の一九三三年証券法および一九三四年証券取引所法を中心とする説明をおこなった。また、第二次大戦後に成立した証券取引法の意義を明らかにさせるため、それ以前の証券規制、主として明治二六年の取引所法についても簡単な対比がなされ、戦前は実物取引は殆んどなく精算取引が中心であった結果、証券発行面の規制が欠けていたことが指摘された。そして、証券取引規制の手段と方法としては、詐欺禁止、規制主義および開示主義の三つがあるとし、日本を含め多くの立法はこれらを併用するが、なかでも情報開示に重点が置かれているとして、開示主義の果たす役割が説かれ、証券取引の規制機関として、日本の大蔵省およびアメリカの連邦証券取引委員会の機能の対比とともに、その優劣が論ぜられた。

具体的な問題としては、まず証券価値の判断資料を確保するための情報開示が取上げられ当初は証券発行に際しての開示に重点が置かれていたのが、流通市場の発展に伴い継続開示に重点が移ってきたこと、継続開示の方法としては、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書および委任状制度がある旨の説明がなされたほか、有価証券届出書および目論見書を中心とする発行開示の方法と範囲、そして情報開示の質を維持するために、不実記載に対

しては、大蔵省による審査・訂正命令・届出効力停止命令等の行政処分、民事責任、刑事制裁の諸方法がある旨の説明があった。

また、証券取引の公正を確保するための手段として設けられている相場操縦禁止規定の概説があつたが、目的の立証が困難なため関連規定が活用されていないことや株価監視機構の不備が問題であるとの指摘がなされ、外国の立法例をもひきながら内部者取引についても規制の必要性が存すること、短期売買差益の返還に關する規定も内部者の特殊報告義務がないため実効性のないものとなつていること、被害者の救済のためには立法措置の必要なこと等が述べられた。そして、報告者は、これらの問題とともに、投資者保護の強化のためにはクラス・アクションの導入などにより民事救済を容易にすること、証券問題に詳しい弁護士育成が重要なことを指摘して結びとした。

引続きこの報告をもとに、監視機構としての大蔵省の役割、開示主義の採択は規制主義や許可主義より生じうる行政庁の責任回避手段として機能することにならないかとの疑問、国民経済発展のための証券市場育成の観点より保険等の活用により被害者保護制度充実の可能性、金融機関との対比における証券会社の過保護の問題、証券会社による自主規制と独禁法との關係等につき意見の交換がなされたが、報告者に人を得たこともあつて、証券取引法につき啓蒙されることの多い会合となつた。

○昭和五〇年三月二〇日（木）午後二時—五時

「増大する裁判所の影響力」

講演 エール 大学 教授

チャールス・ブラック

通 訳 札幌アメリカン・センター

大 江 敏 美

出席者 三七名

過去二十年の間、米国の連邦最高裁判所はかつてない活力をもつて社会の改善改革のためのリーダーシップを発揮し、政治的色彩の強い問題に積極的な介入を試みている。特に我が国でもよく知られている一九五四年の *Brown v. Board of Education* にみられる人種差別違憲判決、一九六二年の *Baker v. Keir* 判決による最高裁の選挙制度への介入、そしてニクソン辭任の決め手となつた一九七四年の *United States v. Nixon* 等にみられるように、政治的解決が困難かあるいは裁判所の介入なくしては正当な解決が即座に期待しえないような場合に、連邦最高裁判所は具体的事件を通じて積極的に政治的問題に解決を与えてきた。産児制限、墮胎、猥褻、宗教活動と財政援助等に関する一連の判決もこの部類に属すると考え得る。そしてたとえば人種差別撤廃を実施に移すための詳細なプランの作成、選挙における票の重みの平等化を実施するために選挙区割の再編成を含む複雑なプログラムをも裁判所が自から立案するにいたつているのである。さらに連邦最高裁判所は自からの発言の場を拡大させるために訴訟における當事者適格の要件を緩和させる態度を示し、納税者訴訟を広範に認め

るようになったため、殆どどの行政行為について裁判所が欲する限り介入できるかの観すら呈している。これは司法制度およびアメリカ法学にとつての全く新たな局面であり、連邦最高裁判所は具体的紛争の解決という本来の機能をはなれて、機能的には一種の憲法裁判所となりつつあるかのようにも思われる。裁判所は他の政府機関のマネージャー的作業を行なおうとしているのである。

しかしこれらの最高裁判所の動きに対してブラック教授は批判的である。かりにウォレン・コートを引き継いだパーガー・コートが一般に予期された程の保守性を示さなかつたとしても、教授は現在を連邦最高裁判所のアクティヴィズムの最高潮の時点ととらえ、この十年以内に裁判所自体の反省により流れは大きく変わる予見する。教授によれば、裁判所の政治的問題への積極的介入は、市民の側よりの裁判所への信頼に支えられてこそ行なわれえたのであつたが、法的判断を越えた行政的外交的才能が要求される経済政策や人種問題と強く結びつく貧困問題等について必要なスタッフと専門知識を欠く裁判所は、マネージャーたる適格を有しえないことが裁判所のアクティヴィズムに対する反省として認識されつつあるのであり、また幅広い納税者訴訟の許容にみられる当事者適格の異常な拡大は、個別的争訟の解決を目的とする司法本来の目的よりみてまもなく反省の動きが生じるだらうとするのである。

保守的といわれる我が国の最高裁判所との対比において米国の

最高裁判所のアクティヴィズムに対する積極的評価もみられる今日、全米黒人地位向上協会の法律顧問として、また学校白黒統合や公民権に関する最高裁訴訟事件の弁護士として活躍した経歴をもつブラック教授がこれらの見解を述べたことは参加者に考えさせられるものを残したが、他方健全な政治の基礎を形成する言論の自由の保護については、最高裁判所はそのアクティヴィズムを保持すべきであるとの討議を通じての教授の強調は印象的であつた。

追記 昭和五〇年四月より近藤教授に法学会幹事が引継がれた(曾野)。